

豊島区広報

No 100.

昭和 33. 2. 20.

東京都豊島区役所



区割整理は進む一面目を一新した大塚駅前（北口）

冷雨をついて若人の健脚は飛ぶ

豊島区駅伝大会

本区慣例の区長杯争奪駅伝大会は去る二月二日午前十時より東京電力池袋支社前をスタート点に参加二十チームにより冷雨をついて挙行され、抜き抜けた激戦を展開しましたが、昨年の覇者を展開しましたが、昨年の覇者を

成績順位

個人或接続	個人成績	記
一位	東横百貨店	一時間二三分五九秒
二位	池袋青雲寮	一四分三一秒
三位	大和薬品	一六分二八秒
四位	武田薬品	一六分四六秒
五位	名倉工務店	一七分三四秒

個人或接続	個人成績	記
一位	青木信次（東横百）	一四分〇九秒
二位	林邦亘（池袋青）	一四分一三秒
三位	木田菅夫（池袋青）	一四分一四秒
四位	庄村幸明（大和）	一四分三三秒
五位	奈良正男（武田）	一四分三三秒

長崎小学校体育館

高南小学校増築落成式

昭和三十二年度事業として

の長崎小学校体育館新築、高南小学校々舎増築工事は競意その完成を急ぎつゝありましたが、この程竣工を見ましたのでその落成式が次のように挙行されました。

一、区立高南小学校々舎増築工事落成式
二月九日午前九時三十分
二月九日午前十一時
兼講堂新築工事落成式

第4次歳入歳出追加予算

歳 入

科 目	前回までの累計額	追加予算額	計
区 費	436,530,690	60,324,000	496,854,690
公営企業及財産収入	8,808,322	9,000,000	17,808,322
都支出金	217,171,473	1,040,250	218,211,723
総入金	375,000	18,750	393,750
組越金	160,882,446	64,000	160,946,446
雜收入	35,381,414	18,834,403	54,215,817
そ の 他	26,606,721		26,606,721
歳入合計	885,756,066	89,281,403	975,037,469

歳 出

科 目	前回までの累計額	追加予算額	計
議会費	25,993,162	164,000	26,157,162
区役所費	176,666,191	7,534,620	184,200,811
土木費	117,518,631	29,687,546	147,206,177
教育費	479,627,722	15,743,073	495,370,795
文化体育費	3,199,802	100,000	3,299,802
民生事業費	17,970,190	1,337,176	19,307,366
産業経済費	1,285,182	101,440	1,386,622
地方振興費	5,035,840	83,660	5,119,500
選挙費	1,390,491	45,000	1,435,491
統計調査費	152,092	66,090	218,182
徴税費	8,974,402	915,156	9,889,558
公館費	7,455,583	419,082	7,874,665
諸支出金	31,878,012	32,084,560	63,962,572
予備費	5,000,000	1,000,000	6,000,000
そ の 他	3,608,766	—	3,608,766
歳出合計	885,756,066	89,281,403	975,037,469

昭和33年第1回
豊島区議会臨時会

監査委員、追加予算等可決

二月六日開会された
本区議会本年第1回臨
時会に、左記議案が付議され
いづれも常任委員会の審査結
果の通り、原案が議決同意さ
れました。

記

選任同意の件
荻原貴光(学識経験者)
一、東京都豊島区監査委員
一、東京都豊島区長崎五ノ二八
一、東京都豊島区特別区税
条例の一部を改正する条例案
右は起立採決の結果、原案
が可決されました。

昭和三十二年度東京都
別委員会は現在のまま、引続
き継続する事になりました。
一、特別区制調査特別委
員会並びに「国民健康保
険特別委員会」の二特
別委員会は現在のまま、引続
き継続する事になりました。
一、昭和三十二年度東京都
商工業融資事業歳入歳
出追加予算(第一次)

(第一次)
更正額十七万五百十二円
一、昭和三十二年度東京都
商工業融資事業歳入歳
出追加予算(第一次)
追加予算額一万八千七百五
十円

商工業融資事業歳入歳出追加予算

歳 入

科 目	前回迄の累計額	追加予算額	計
返還金	7,500,000	—	7,500,000
雑収入	375,000	18,750	393,750
歳入合計	7,875,000	18,750	7,893,750

歳 出

科 目	前回までの累計額	追加予算額	計
諸支出金	7,875,000	18,750	7,893,750
歳出合計	7,875,000	18,750	7,893,750

公益質屋事業更正予算

歳 出

科 目	前回迄の累計額	更正予算額	計
事業費	47,274,935	0	47,274,935
事務費	1,708,102	170,512	1,878,614
業務費	43,205,766	△170,512	43,035,254
その他	2,371,067	—	2,371,067

△印は減額を示すが、業務費よりの減額分は事務費に組替えた

二月 分 米 穀 の 配 給

第一回 内地米 五日分
二月一日～二月十日

第二回 内地米 四日分
二月十一日～二月二十日

第三回 内地米 六日分
二月二十一日～二月三十日

第四回 德用米(1)一日分
(希望配給)

第五回 德用米(2)一日分
(糙米もち米)
二月一日～二月二十八日

二月二十八日

電話番号

(95) 九四五八

この度長崎授産場に電話が
引きましたのでお知らせいた

電話開通

第六回 德用米(3)十五日分
二月一日～二月二十八日

冬期衛生強調運動

一月二十日—三月十日

皆さん、蠅は春と共に活潑な繁殖と活動を開始しますが現在は最盛期に比較して、その数が著しく少くサナギのまゝ越冬しているので、退治するには今が最も効果的です。この度毎年同様冬期衛生強調運動として特に蠅の「サナギ」退治を実施することになりましたので、区民の皆様の積極的な御協力を御願い致します。

一、時期 蠅のサナギは大部 分が地下に越冬していますので、今退治するのが絶好の機会です。

二、駆除の方法

- (1) 汲取口周囲の土を左右づゝ汲取口から三〇センチ、深さ二〇センチ程度かき取つて下さい。
- (2) そのかきとつた土は五〇センチ以上深く埋める

よい子の集い

子供銀行大会

貯蓄の増強と貯蓄思想の昂揚に小さな手をつなぎ合せて頑張っている本区子供銀行のよい子たちを豊島区公会堂に招いて木村区長からの御ほうびを授与し、本年もまた立派な成績をあげてもらうように激励しようとする豊島区子供銀行の声は電波に乗つて全国に流れることになります。

一時より行われることになり

ました。当日は木村区長からの激励賞授与の後、文化放送の公開録音、その他種々なアトラクションが用意されておりました。なお公開録音「みんなのメロディー」には区内子供銀行のうちからよい子の皆さんのが出演してこの代表者が出演してこの代表者が出演したことになります。

太郎氏が当り、今回は長崎地

域の受診希望店舗について実

験しました。当日は木村区長から

臨店診断施設いたしました

ました。木村区長から

は、二月十四日、十五日の二

日間に亘つて実施されました

る今日は、この臨店診断の大

き役目であり、今後も活つて

ることになつております。

大会が来る二月二十二日午後

一時より行われることになり

臨店診断行わる

実施日	曜日	地区別	備考
三月一〇日	火月	第二地区	
一一日	水	第四	
一二日	木	第六	
一三日	金	第九	
一四日		第一	
一五日		二	
一六日	日土	三	
一七日		四	
一八日	月日	五	
一九日		六	
二〇日	木	七	
二一日		八	
二二日		九	
二三日		十	
二四日		十一	
二五日		十二	
二六日		十三	
二七日		十四	
二八日		十五	
二九日		十六	十六日は 夜の部のみ
二〇日		十七	
二一		十八	
二二		十九	
二三		二十	
二四		二十一	
二五		二十二	
二六		二十三	
二七		二十四	
二八		二十五	
二九		二十六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七		二四	
二八		二五	
二九		二六	
二〇		二七	
二一		二八	
二二		二九	
二三		二〇	
二四		二一	
二五		二二	
二六		二三	
二七			

解 説

都区財政調整と、PTA

負担軽減の問題とは？

A 最近新聞紙上を賑はし、甚に種々伝えられている「P.T. 負担軽減のための経費、二、〇三三万円」の実態は、一
体どんなことなのだとおうと、皆さまにも色々考えておられ
ること、思いますので、都区財政調整と併せて、その実態
について少しお話しして見ましよう。

(4) 御承知のように都区財政調整ということが、毎年行われておりますが、これは二十三区間の財政上のデコボコを平均化しようとするもので、簡単に言えば「金持区」から余裕財産を都が吸上げて「貧乏区」に交付することになります。このために、都は各区の財政状態「収入と経費」を調査しそれぞれの区が「金持区」かまでは「貧乏区」か「金持区」ならばいくら位余裕財源があるか「貧乏区」ならばいくら位不足なのかを調べるのであります。

その区の収入と経費を比較することが必要なのです。
そこで昭和三十二年度において、都が当豊島区の分として作り出した「財政計算書」は収入五億一千余万円、支出四億七千九百余万円、差引余裕財源三千一百余万円であります。これはこの余裕財源を納付金として吸上げようとするものであります。

(A) 問題の「P.T.A負担軽減の為の経費一千三十二万円」はこの都の「豊島区財政計算書」の中に現れた経費でありそれは他の経費「たとえば、区議会費一円、区役所費一円土木費一円、厚生費一円」と同じように単に財政調整のための数値にすぎないのです。
以上の事情によつてこの「一千三十二万円」は
(A) 巷に種々伝えられる様に都の本区に対する交付金ではないのです。

(若しこれが都の交付金であるならば、都の指示する通りに予算化しなければならないでしよう。)
(B) それは区の現実の予算と関係なしに都が財政調整上設定した数値であるのです。

(C) 従つてこれを因が予算化する必要のないと言つまでもありません。

(D) 以上これを予算化せよ、という都側の見解は区政に対する干渉といつて過言でないことがわかるのです。

旧法戸籍全部が
改製になります

（戸籍法第二百二十八条第一項
但書による戸籍）の改製が全
国一齊に行われます。この改
製は三年間のうちに完了する
ことになります。

この改製は、戸籍法により
旧法の規定による戸籍は、新
法施行後十年を経過したとき
ことになります。昭和
十三年一月一日に新戸籍法が
施行されましたので、本年が
その該当年になります。

旧法の規定による戸籍によ
り一戸籍に夫婦及びその子の外
縁に伯（叔）、父母（父、母）、兄弟（姉、妹）、
おめい、孫等が同
籍していきたいのです。

(1)	(2)	追加経費 (P.T.A.関係)	一般教育経費	計
三、三三一、〇〇〇円	三〇、三三四、〇〇〇円	三〇、三三四、〇〇〇円	七、四九、〇〇〇円	三、二三〇、〇〇〇円
一一、一〇〇、〇〇〇円	一一、一〇〇、〇〇〇円	一一、一〇〇、〇〇〇円	一一、一〇〇、〇〇〇円	一一、一〇〇、〇〇〇円
一一、一〇〇、〇〇〇円	一一、一〇〇、〇〇〇円	一一、一〇〇、〇〇〇円	一一、一〇〇、〇〇〇円	一一、一〇〇、〇〇〇円
一一、一〇〇、〇〇〇円	一一、一〇〇、〇〇〇円	一一、一〇〇、〇〇〇円	一一、一〇〇、〇〇〇円	一一、一〇〇、〇〇〇円

担輕減に資せんとしたのであります。これがも
が自動的に決定したものであり、今後この財政の許
す範囲において、この方針を貫いて行なうと思つてあ
ります。

は市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに編製し、配偶者のない者についても編製する。戸籍を編製するときは、その者及びこれと氏を同じくする子ごとに編製する』ことになります。

このように、旧法中の家族制度が廃止になつたので、新法施行後十年経過した現在、旧法中の戸籍を新戸籍法によつて戸籍を編製する所であるが、今回の戸籍の改製にあたるのです。

これまでの戸籍を具体的に申しますと、筆頭者夫婦とその子(配偶者の父いもとの)以外の者(例えますと、孫の孫母等)、兄弟(姉妹)といふいは前記等)の方方が同籍して、おおい戸籍を編製するのです。

戸籍には、豊島区の対象戸籍は、戸籍あり、内戸籍が編製されるもの八八六九戸籍あります。

この期間中は、戸籍の改製が、戸籍の日常事務と並行して処理されますので、両当事務の正確を保ち、円滑な処理のために戸籍の届出(出生死亡を除く)はなく、べく本籍に届出られるよう、区民皆様の協力をお願いいたします。

なお、本籍が豊島区以外に生ずるおそれがありますので、左記事項に御留意願います。

旧法(当時実行相続が開始されたにかかるわからず、そつが生じた年にかかわらず、その年令九十才以上の方で、生の見込のないものについて下は、戸籍消滅の申出をして下さい。戸籍消滅の申出をすれば、戸籍に付いて、夫婦から戸籍記載順序の変更の申出をします。

(3) 婦女(日民法施行当時待達子継承)は、夫婦から戸籍記載順序の変更の申出をします。